

東大阪市政だより「みんなの広場」募集要領

（目的）

第1条

この要領は、東大阪市政だよりが、より市民に親しまれるために設置した「みんなの広場」コーナーに掲載する投稿作品の募集について必要な事項を定めるものです。

（定義）

第2条

- 1 「投稿者」とは、「みんなの広場」に自身が撮影・制作した写真・作品を投稿する者を指します。
- 2 「投稿作品」とは、「みんなの広場」に投稿者が投稿した写真・作品のデータを指します。

（投稿者の対象）

第3条

東大阪市内に在住・在勤・在学（いずれか）の者。ただし、18歳未満は保護者の同意のうえで申し込むものとします。

（投稿作品）

第4条

- 1 過去1年以内に投稿者が東大阪市内で撮影した子どもなどの人物やペット、風景、食べ物、動植物、投稿者が制作したイラストや手芸、習字などの作品の写真。
- 2 俳句、エッセイなどの文字作品。

（応募方法）

第5条

- 1 応募は東大阪市のLINE公式アカウントからとします。
- 2 写真などの画像ファイルは、容量を1MB以上としてください。
- 3 俳句、エッセイなどの作品は文字入力としてください。

（投稿者の責務）

第6条

- 1 投稿者は自身の投稿作品について一切の責務を負うものとします。
- 2 投稿者は自身の投稿作品に個人情報が含まれている場合は当人の同意を得てください。
- 3 投稿者は著作権、肖像権等の権利問題が発生した場合、その責任および解決、負担について、すべて対処するものとします。
- 4 投稿者は自身の投稿作品によって生じた、いかなるトラブルや損害も、投稿者の責任および負担によ

って解決するものとします。

(欠格事項)

第7条

次の各号のいずれかに該当する投稿作品は掲載不可とします。

- (1) 著作権・肖像権・プライバシーなど第三者の権利を侵害しているまたはその恐れがあるもの。
- (2) 法令などに違反するもの、犯罪行為に結び付くもの、またはその恐れのあるもの。
- (3) 営利目的のもの、公序良俗に反するもの、またはその恐れのあるもの。
- (4) 特定の政治団体、宗教に関するもの。
- (5) 立ち入り禁止、撮影禁止場所で撮影したもの。
- (6) コンテストなどに応募済のもの。
- (7) 前各号のほか、掲載にふさわしくないと市長公室広報広聴室広報課長が判断したもの。

(投稿作品の取扱い)

第8条

- 1 投稿された作品の著作権は投稿者に帰属しますが、市は作品を自由に使用することができるものとします。
- 2 投稿作品の掲載にあたり、市は必要に応じてトリミングなどの加工や誤字、脱字の修正、コメントの編集ができるものとします。

(その他)

第9条

- 1 すべての投稿作品を市政だよりに掲載するものではありません。掲載の有無については市で判断するものとし、投稿者は市に一任するものとします。
- 2 市は掲載決定に関わる一切の問い合わせに対応しません。
- 3 投稿の申込みにかかる費用は投稿者の負担とします。なお、掲載時に謝礼は生じません。
- 4 市が投稿の申込み時に取得した個人情報は、本目的以外には使用しません。ただし、採用となった場合、ペンネーム、作品タイトル、作品へのひと言を市政だよりで掲載します。
- 5 2か月連続での同一投稿者の掲載は行いません。

(補則)

第10条

この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長公室広報広聴室広報課長が定めるものとします。

附 則

この要領は、令和5年7月20日から施行する。